

大和市教育委員会事務局及び所管機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月28日

大和市教育委員会

教育長 柿本 隆夫

大和市教育委員会規則第2号

大和市教育委員会事務局及び所管機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則

大和市教育委員会事務局及び所管機関の組織等に関する規則（昭和40年大和市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第3条及び」を「第3条、」に改め、同条中「第6条」の次に「及び大和市特別支援教育センター条例（平成30年大和市条例第29号。以下「センター条例」という。）第3条」を加える。

第2条第2号中「及び」を「、」に改め、「学校給食共同調理場」の次に「及びセンター条例第1条の規定に基づき設置された特別支援教育センター」を加える。

第3条中「及び担当」を「及び係」に、「政策調整担当」を「政策調整係」に、「施設担当」を「施設係」に、「学務担当」を「学務係」に、「保健給食担当」を「保健給食係」に、「指導担当」を「指導係」に改める。

第5条第1項中「教育研究担当」を「教育研究係」に改める。

第6条第1項中「青少年相談担当」を「青少年相談係」に改める。

第10条を第11条とし、第9条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

（特別支援教育センター）

第8条 センター条例第1条の規定に基づき設置された特別支援教育センターの事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 通級指導教室に関すること。
- (2) 教育支援教室に関すること。
- (3) 教育相談及び教育指導に関すること。
- (4) 教職員の研修に関すること。
- (5) 特別支援教育センター内の維持管理に関すること。
- (6) その他特別支援教育センター内の庶務に関すること。

2 特別支援教育センターは、教育部指導室に属する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。